Ⅶ．資産除去債務に係る注記事項

１．資産除去債務のうち、貸借対照表に計上されているもの

⑴　資産除去債務の内容についての簡潔な説明

当センターは、当センター建物の解体時におけるアスベスト除去費用及び放射線発生装置、血液照射装置の処理費用等につき資産除去債務を計上しております。

⑵　支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、支出発生までの見込期間を３～６年と見積もり、割引率は0.170～0.470％を使用しております。

⑶　資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	94百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
見積りの変更による増加額	0百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務履行に伴う減少額	0百万円
期末残高	95百万円

２．資産除去債務のうち、貸借対照表に計上されていないもの

当センターは、当センターが運営する国立看護大学校の土地について、他の独立行政法人と土地賃貸借契約を締結しており、当該賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

現在、主務大臣から指示される第１期中期目標（平成22年４月から平成27年３月）において、国立看護大学校の廃止や移転等は明記されておらず、当センターが作成した第１期中期計画（平成22年４月から平成27年３月）においても、国立看護大学校の廃止や移転等は計画しておりません。さらに、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」第16条の「国立国際医療研究センターの業務の範囲」において、「六国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。」と、国立看護大学校の設置と運営が明記されているため、国立看護大学校の廃止や移転が行われるとしても、主務省等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該債務に関連する建物の撤去ならびに退去の時期を決定することができず、また、現時点で移転等が行われる予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅷ．オペレーティング・リース取引

１．貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	9百万円
２．貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	4百万円

Ⅸ．重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは、以下のとおりです。

（単位：百万円）

契約内容	契約金額	翌事業年度以降の支払金額
センター病院 新棟整備第２期その他工事契約	5,392	1,876
国府台病院 外来管理治療棟整備工事契約	3,506	2,889

Ⅹ．重要な後発事象

該当事項はありません。

附　属　明　細　書

開示すべきセグメント情報

（単位：百万円）

	研究事業	臨床研究事業	診療事業	教育研修事業	情報発信事業	国際協力事業	国立看護大学校事業	計	法人共通	合計
事業費用										
業務費	1,238	2,747	27,471	2,644	311	602	851	35,864	—	35,864
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,328	1,328
財務費用	0	0	265	0	0	0	0	265	0	265
その他	0	2	10	0	0	0	0	12	41	53
事業費用計	1,238	2,749	27,746	2,644	311	602	851	36,141	1,370	37,511
事業収益										
研究収益	—	710	—	—	—	—	—	710	283	993
医業収益	—	—	28,581	—	—	—	—	28,581	—	28,581
研修収益	—	—	—	36	—	29	—	65	—	65
教育収益	—	—	—	—	—	—	286	286	—	286
運営費交付金収益	1,056	1,708	159	1,860	184	558	554	6,079	722	6,801
補助金等収益	7	0	8	11	0	0	0	26	0	26
寄附金収益	0	40	5	2	0	0	0	47	725	772